

## 教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 令和4年6月28日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美  
職務代理者 鈴 木 敏 之  
委 員 長 沼 早 苗  
委 員 岡 島 学  
委 員 福 島 幸 子
4. 委員以外の出席者  
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和  
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之  
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也  
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 田 上 秀 之  
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子  
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 堀 部 猛
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第14号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)  
議案第15号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)  
議案第16号 土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について (指導課)  
議案第17号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について (指導課)
  - (2) 協 議  
① 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について  
(教育総務課)(非公開)
  - (3) 報 告  
① 令和4年第2回土浦市議会定例会一般質問について  
(教育総務課、学務課、給食センター、指導課)  
② (仮称)上大津地区統合小学校整備事業に関する陳情について (教育総務課)  
③ 土浦市青少年問題協議会委員の任命について (生涯学習課)  
④ 土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について (生涯学習課)  
⑤ 土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱の制定について (図書館)  
⑥ 土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について (文化振興課)  
⑦ 「旧土浦藩領谷和原村長屋門」について (文化振興課)  
⑧ 令和4年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定について (指導課)
  - (4) その他  
① 「夏休みファミリーミュージアム」の開催について  
(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりましては、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということでお願いをいたします。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が1件ございます。

協議事項（1）令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施についてですが、9月の市議会に提出する案件となりますので、議会前のために非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、協議事項（1）につきましては非公開といたします。

なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番になりますが、教育長報告事項について、教育総務課よりお願いします。

塚本課長。

教育総務課 ————— 5月25日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何かご質問等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員の皆様、木内幸男監督追悼展が本日始まりましたので、最後に担当課長からご紹介をいたしますのでよろしくお願いいいたします。

それでは、続きまして議案に入りたいと思います。

議案第14号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、学務課からお願いします。

田中課長お願いします。

学 務 課 学務課でございます。

教育委員会定例会資料の4ページをお願いいたします。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱についてご説明いたします。

土浦市教育支援委員会につきましては、教育委員会の諮問に応じて、特別な教育支援を必要とする幼児児童生徒の適正な就学支援等の教育支援及びその他に必要な事項について調査審議することを任務としております。

委員の委嘱につきましては、資料の下部に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、令和3年7月1日から2年間の任期で委嘱しておりましたが、今般、表にあります学校教育関係代表欄の区分で変更がございましたので、新たに委員の委嘱をするものでございます。

新たに委嘱する委員は、米印のついた5名の方々となります。

なお、新たな委員の委嘱期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までといたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 14 号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

議案第 14 号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 15 号 土浦市図書館協議会委員の任命について、図書館より説明をお願いいたします。

武藤館長お願いします。

図 書 館 図書館でございます。

定例会資料 8 ページをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の任命についてでございます。

土浦市図書館協議会につきましては、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館のサービスについて館長に意見を述べる機関として、図書館法第 14 条及び土浦市図書館条例の規定に基づき設置しているものでございます。

図書館協議会委員の任期は 2 年となっております、今年度 6 月 30 日をもって任期が満了となりますことから、新たに令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日まで 2 年間任命するものでございます。

新たに任命する委員につきましては、氏名の頭に米印のある方が新たに新規任命する委員でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いします。

教 育 長 ただいまの案件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 15 号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、議案第 15 号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 16 号 土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱について、指導課よりお願いいたします。

田上課長。

指 導 課 12 ページをご覧になってください。

土浦市小中連携・一貫教育運営協議会委員の委嘱についてでございます。

こちらは、土浦市小中連携・一貫教育運営協議会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、土浦市小中連携・一貫教育運営協議会の委員を委嘱するものでございます。

委嘱の期間でございますが、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 6 月 30 日までの 1 年間というようになっております。

下記にお名前を載せさせていただいた方が新たに委嘱をさせていただきたい先生方で

ございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

教 育 長 この件につきまして、いかがでしょうか。ご質問等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 16 号は原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第 17 号 土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱について、引き続き指導課からお願いします。

田上課長お願いします。

指 導 課 16 ページをご覧ください。

土浦市特別支援教育連携協議会委員の委嘱についてでございます。

こちらは、土浦市特別支援教育連携協議会設置要綱第 3 条の規定に基づきまして、土浦市特別支援教育連携協議会の委員を委嘱するものでございます。

委嘱の期間でございますが、令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までということ  
で、2 年となっております。

こちらにお名前を載せさせていただいた方々が委員として委嘱をさせていただきたい  
先生方でございます。

どうぞよろしくお願いいいたします。

教 育 長 ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第 17 号は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。

では、原案のとおり可決することに決しました。

原案は以上でございます。

続きまして、次第の 4 番、協議事項に入りたいと思います。

協議事項 1 番、令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価  
の実施について、教育総務課よりお願いします。

塚本課長お願いします。

【協議事項①「令和 3 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価  
の実施について」を協議】（非公開）

教 育 長 ただいまの協議事項の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。  
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、協議事項は以上でございます。

続きまして、次第の5番、報告事項に移ります。

まず、報告事項の1番、令和4年第2回土浦市議会定例会一般質問についてでございます。

今回は5名の市議会議員から質問がございまして、教育総務課など複数の課に関連するものでしたので、各課、各所属から5名の内容について報告をさせていただきます。

まず、島岡議員からの質問について、教育総務課お願いします。

塚本課長。

教育総務課

教育総務課でございます。

初めに、資料2、1ページ及び2ページをお願いいたします。

こちらが今回の5名の議員の皆様からの質問の答弁概要の一覧表となっております。

それでは、3ページをお願いいたします。

島岡議員からのご質問の大きな2番、学校プールについて（1）から（6）に記載の6項目についてご質問をいただきました。

下段の質問の背景にございますように、全国的な学校プールの老朽化により、文科省において学校プールの集約化、共同利用に関する取組事例等が示されており、また県内でも、笠間市や水戸市、つくば市等における市営や民間プール施設の活用について新聞等で報道されていることを受けまして、土浦市での学校プールについての質問でございます。

初めに、土浦市学校プールの経過年数を申し上げますと、建設から50年以上が中学校を中心に6校、40年以上50年未満が9校、40年未満が7校で、最も短い荒川沖小につきましても、経過年数が28年経過している状況で、いずれも老朽化が進んでいる状況でございます。

次に、答弁の概要でございますが、（1）現在の使用状況について、水泳授業実施期間中の稼働率、平均39%のほか、部活動や子ども会活動での使用状況、また福島委員からご意見をいただきました防火水槽としての役割等について答弁をいたしました。

（2）新治学園でのプール学習の現状につきましては、初年度、平成30年度の試験的運用として、1年生から7年生の各2時間、1回を実施した状況及び直近の令和元年度において、1年生から7年生が各学年2時間半を2日間実施した状況について答弁したほか、民間施設に係る年間経費として、約191万円の経費について答弁をいたしました。

次に、（3）各学校のプール設備の現状と維持管理費用の概算についてでございますが、東日本大震災の際の地震の影響はなかったものの、老朽化に加え、新型コロナウイルスの影響で2年間使用を控えていましたことから、今年度、不具合が多数発生しており、現在、次年度に向けた修繕、対応を進めていることから、その旨の答弁をいたしました。

また、令和元年度ベースでのプール施設年間維持費約101万円について、内訳も含めて答弁をいたしました。

最後に、（4）から（6）につきましては、一括して答弁をしております。

概要につきましては、本市の学校プール施設の老朽化が進行していく中で、学校プー

ルの在り方については、早急に対応していく必要があること、また施設の更新や学校プールの集約化、共有化、民間プールの活用など、様々な面から比較検討して、他市の事例を参考に計画づくりに着手する旨の答弁をいたしました。

また、再質問につきましては、島岡議員から、土浦市に365日利用できる屋内温水プールを建設してはいかがかというご提案がなされたことを受けまして、市長からは、市民の健康増進はもとより、本市の活性化や子供たちの教育効果の観点からもよいアイデアではあるものの、本市においては水郷プールもあることから、こうした施設における水泳学習の実施の可能性も含め、まずは子供たちの教育的環境の整備を最優先に検討してまいりたい旨の答弁がございました。

なお、答弁の詳細については、5ページから12ページとなっております。後ほどご確認願います。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教 育 長

ただいまの答弁内容等の報告についてご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

鈴木委員お願いします。

鈴 木 委 員  
教育総務課

学校のプールの授業ですが、何時間以上など、時間数は決まっているのですか。大体学校で10時間を目安としておりまして、そのほか着衣泳とあって、衣服を着たままの水難防止のための講義が2時間ほど予定されており、大体12時間ぐらいを想定しております。

鈴 木 委 員  
教育総務課

現状では、あまりそれが達成されていないということですか。  
はい。天気の影響とか、梅雨の時期とどうしても重なる部分がありまして、なかなか予定どおりに実行できないのが現状です。

鈴 木 委 員  
教 育 長

分かりました。  
そのほか、よろしいですか。

福 島 委 員

福島委員、どうぞ。

今の説明ですと、方向としては、新しい屋内のプールを造るよりも各学校のプールを充実させるという方向という意味ですね。

教育総務課

現在、方向性はこれから検討するような形で、その方策を練るための方向であります。各市町村によって対応がまちまちで、複合化とか、各学校で新しい市のプールを造って、そこで共有化しているという市町村もございますし、まとめて他の学校から行くということもあります。

福島委員のほうからご提案があったとおり、教員の働き方改革の部分も含めて、日常の水質管理等がなかなか難しいということもありますので、そういった様々な面を含めて検討していくということで答弁をさせていただいております。

教 育 長

いかがでしょうか。

望月部長、お願いします。

教 育 部 長

資料の12ページに答弁の内容として記載していますが、現状のプールを維持していきますと、多額の費用もかかるという課題がありますので、他市で多くの学校が利用できるような施設を造っているような実例もありますし、また民間プールの活用ということもありますので、それぞれメリット、デメリットを比較検討していく作業を、今

後計画づくりを行っていく中で、土浦市にあったやり方を進めていきたいと考えております。

福島委員  
教育長

分かりました。

これからいろいろな方向があると思います。他の市町村で行っていることも良い方向だと思いますので、水郷プール等のことも含め、コストのことも考えて、また委員会でご審議いただきたいと思っております。

続きまして、柏村議員からの質問ですが、指導課、学務課の順に説明をお願いいたします。

田上課長。

指導課

指導課でございます。

別添資料2の13ページをお願いいたします。

柏村議員からの質問でございます。

質問事項欄をご覧ください。

1、ロシアのウクライナ侵略の影響についてと、2、「教育無償化」の実現についてでございます。

質問の要旨のところでございますが、まずウクライナ侵略に関して、教育現場でどのような対応をとっているかについて。

続いて、土浦市内小・中・義務教育学校に在籍する生徒の部活動の所属状況について。

続きまして、土浦市内小・中・義務教育学校の部活動のごとの部員数について、部員数の多い競技及び分野を順に示してほしいということについて。または、多い理由について。

最後に、家庭の経済的な理由で部活動を自由に選択できない現状があるのではないかについてご質問をいただきました。

答弁といたしましては、まず初めのウクライナ侵略に関してでございますが、答弁の概要といたしましては、義務教育課程において、日本や世界の紛争、戦争を題材とした人権尊重や平和の尊さ、生命尊重について、確かな知性と豊かな人間性を育むことは大変重要であると考えていますが、ロシアによるウクライナ侵略について、現在、教育現場においては、教材としては取り扱っていないということ。

学校では、現行の教育課程において、人権尊重や平和の尊さ、生命尊重について学ぶ機会が発達段階に合わせて設定されておりますので、そちらのほうを学習し、さらには、そのほかにも児童会や生徒会による募金活動など、自発的な取組を通して心の醸成も図っているということをご答弁いたしました。

続きまして、市内の小・中・義務教育学校に在籍する生徒の部活動の所属状況についてですけれども、運動部活動、文化芸術部活動に在籍する生徒数とその割合、また部活動に所属をしていない生徒数とその割合を答弁のほうでお示しをいたしました。

続いても、市内の小・中・義務教育学校の部活動ごとの部員数についてでございますが、部員数の多い競技及び分野を順にお示しし、部活動の部員数が多い理由を答弁いたしました。

最後でございますが、経済的な理由で入りたい部活動を自由に選べないという認識につきましては、市教育委員会としては、特段そのようには認識はしていないというこ

とを答弁させていただきました。

答弁の詳細につきましては、15 ページから 17 ページ、25 ページから 29 ページに記載させていただいておりますので、後ほどご覧になっていただければと思います。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

田中課長。

学 務 課

学務課でございます。

18 ページをお願いいたします。

柏村議員からの質問ですが、学務課のほうは2番の教育無償化の実現についての(1)土浦市はどのような具体的政策を打ち出しているかという質問をいただきました。

質問の要旨としましては、憲法第26条第2項で、義務教育はこれを無償とすると規定し、教育基本法は第4条で教育の機会均等等を規定しております。

一般論として、日本では義務教育といいながら、無料なのは校舎と教科書を使って先生に教えてもらうという一部分でしかない。漢字などのドリル、指定された制服、体操服等は、親の経済力にかかわらず各家庭で揃えなければならない。この一般論は土浦市に該当するのか。

収入が低い家庭には就学援助制度があるが、これだけで必要なお金は賄いきれず、教材費を払えない家庭への配慮はほとんどないという質問の要旨でございます。

答弁としましては、憲法、教育基本法、学校教育基本法等の法令に則り、授業料、教科書については無償とし、それ以外の学校で使用する教材などについては、原則、児童生徒の教育環境整備として、学校やクラス全体で使用する物品や副読本等を市で購入としているが、個人で使用する制服、体操着、教材等の学用品については、家庭に負担していただいております。学校においても、個人所有になるものは、市費での対応ができないものとして提示しております。

また、本市では、保護者の負担軽減のため、経済的理由により就学困難と認められる保護者に対しては、就学援助制度により学用品費や給食費等を支給しております。

その他、入学祝品としてランドセルの無償支給も実施しております。

以上のことから、教育環境の整備以外にかかる費用については、これまでどおり保護者負担とする旨の答弁をいたしました。

答弁の詳細につきましては、20 ページから 24 ページとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまご報告をさせていただきましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員

ランドセルは土浦市独自で無償ですか。他の市でも行っているのですか。

学 務 課

他の市でも行っております。詳しい市町村数は把握していないのですが、大体十二、三ぐらいは行っていると認識しております。

教 育 長

そのほかございますか。

鈴木委員、どうぞ。

鈴 木 委 員

質問の要旨に「教材費を払えない家庭への配慮はほとんどない」とありますが、実際



学 務 課 　　に学校で使う教材を家庭の事情で払えないという家庭は、かなりあるのですか。  
　　実際、経済的に困りの家庭については、就学援助費というもので定額での対応はしているのですが、そのほかの部分について、全ての家庭について払えないというものまでは、正確な数字は把握していないのですが、ほぼ賄えるのではないかとということで把握してございます。

鈴木委員 　　多くの場合、問題なく払っていただいているということでしょうか。  
学 務 課 　　はい。  
鈴木委員 　　全部が全部ということではないのですね。  
教 育 長 　　質問の要旨にも書いてあるとおり、「教材費を払えない家庭への配慮は、土浦市はほとんどない」というようにご質問をいただきましたが、そういった経済的に困難なご家庭には就学援助制度を設けており、しっかりと対応させていただいているということ、答弁はしなかったですけども、このような情勢ですから、各家庭でいろいろなご事情があるかもしれません、個別事情を勘案してできるものではありません。いづれにしても、所得で一律に、その境目の家庭は非常に厳しいところですが、基準をしっかりと、客観的に示して対応させていただいているという答弁になります。

鈴木委員 　　ありがとうございます。  
教 育 長 　　続きまして、篠塚議員の質問、学務課、指導課の順にお願いしたいと思います。指導課が先でよろしいですか。  
指 導 課 　　田上課長お願いします。  
　　別添資料2の30ページをお願いいたします。  
　　篠塚議員からの質問でございます。こちらは全て指導課のほうでお話をさせていただきます。よろしく願いいたします。  
　　質問事項の欄をご覧ください。  
　　本市におけるICT教育の取組についてでございまして、質問の要旨としましては、  
　　（１）が本市の1人1台端末と通信環境の整備状況の現状について。  
　　（２）として、コロナ禍における臨時休校時の端末等を活用した児童・生徒のリモート授業等の状況と課題について。  
　　（３）として、ICT教育のデメリットとして、インターネット上の有害サイトを通じた犯罪被害、長時間利用による生活のリズムの乱れ、自分で考える力の低下、書く力の低下が挙げられるが、それらの課題について、どのように対応しているか。  
　　（４）として、インターネット社会に関するモラル教育は大変重要であると考えため、本市の情報モラル教育の取組について、以上4点の質問をいただきました。  
　　答弁といたしましては、（１）については、令和2年度から3年度にかけて、校内で1人1台端末（GIGAスクール端末）を活用できる必要数の端末及び各教室で端末を利用するためのネットワーク環境の整備は完了していること。  
　　（２）については、臨時休校中は同時双方向のオンライン授業を軸に、AIドリルを活用してオンライン学習を実施いたしました。オンライン学習の課題は、教師の一方的な説明が中心の授業形態になりがちな点であったこと。また、オンライン学習時に通信が一部つながりにくい場面があったため、改善策を検討、実施していくということ。

(3)については、有害サイトを通じた犯罪被害を防ぐために、端末にフィルタリングを設定していること。長時間利用による生活の乱れへの対応としては、小中学校共通のルールを児童生徒に指導をしていくこと。自分で考える力や書く力の低下については、端末を活用する学習と実際に字を書く学習をバランスよく行い対応をしているということ。

(4)につきましては、情報モラルにおいて、各学校で指導を行うとともに、外部講師を招いた情報モラル教室を開催していることを答弁いたしました。

答弁の詳細につきましては、32 ページから 39 ページに載っておりますので、後ほどご覧になってください。

篠塚議員から再質問をいただいております。

31 ページをご覧ください。

一つ目に、家庭教育の中で情報モラル教育をどのように進めていくのかについて、二つ目に、教育格差を是正するための家庭学習の支援について、家庭で学習ができる学習支援ソフトの開発や学習支援ができるアプリの導入についてで、以上でございました。

答弁といたしましては、1については、家庭教育の一助となるよう保護者に対してインターネットやスマートフォンのある時代の子育てに関する啓発として、家庭教育通信「いとでんわ」の保護者への配布や、家庭教育学習の開催、小中学校入学時期に合わせた親力アップ講座の実施、県の家庭教育応援ナビやリーフレット等を用いて情報モラルに関する啓発を行っていることを答弁いたしました。

2については、AIドリルを導入して家庭学習の充実を図っているところでありますが、より優れた教育ソフトやAIドリルのアプリなどについても、今後積極的に取り入れながら取り組んでいくことを答弁いたしました。

なお、福島委員から、書く活動の充実についてご質問をいただいております。書く活動の充実には、教員の研修と意識改革が必要であるとのことのご意見でございました。実際問題として、紙に鉛筆で書くことを重視する教師と、タブレット端末でキーボードを叩かせて考えを求めさせる教師がいるのは事実でございます。書く活動といいますのは、思考や判断の基になる大切な活動でございますので、書きながら考えていくという学習活動、言語活動をどのように授業の中に取り組みでいくのかということや学校訪問の折に各学校には指導していくことで、書く活動のより一層の充実とICT教育とのバランスを図っていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

また、岡島委員からご意見をいただいております。情報モラル教育について、外部講師を招いた情報モラル教室にぜひ親にも参加をとというご意見をいただきまして、ありがとうございます。

例年ですと、コロナ禍でなければ、情報モラル教室のほうに保護者も招いて実施をしていたところなのでございますが、コロナ禍の影響で参加人数を制限するという関係で、保護者を呼べなかった回もございましたので、今後コロナ禍が徐々に回復に向かえば、また保護者の方にも一緒に入ってきていただいて、ルールづくりを考えていくという機会をとっていきたいと考えております。

教 育 長  
学 務 課

以上でございます。

田中課長、お願いします。

学務課でございます。

学務課のほうも、岡島委員のほうからご意見をいただいております、現在、使用している端末のフィルタリングについてご質問をいただきました。

特に、Y o u T u b eなどは普通に持ち帰ってつながってしまうのではないかと。理想は、学校で利用するアプリしかつながらない強いフィルタリングが必要であるということについてご意見をいただきました。現在、市で導入しているフィルタリングソフト、こちらにつきまして性的、暴力的な不適切なサイトにつきましては、ブロックされるようなフィルタリングの設定をしております。

Y o u T u b eの動画に関しましては、設定を強化しますと、教職員が今すぐ授業で使用したいアプリ、あるいはサイトなどもブロックされることがあって、学校での運用、あとは児童生徒が自宅において視聴する、いばらきオンラインスタディなどの学習動画の視聴などに対して支障をきたしてしまう場合もございますので、現状では、注意が必要であることを認識しておりますので、今後の運用につきましては、児童生徒の端末を使用するべく、適切なフィルタリングを精査しまして、現在導入しているソフトの中で可能な限り対応を図っていきたくと考えてございます。

もう1点、長沼委員からご意見をいただきました。

学校を訪問した際に、端末は整備されたけれどもネットワークがつながらないというご意見で、ネットワークがしっかりつながるように整備を進めてほしいというご意見をいただきました。

こちらにつきましては、G I G Aスクール端末を学校内で安定して利用できる環境を目指すために、学校内での通信ケーブルを更新し、また校内で1回線だったネットワーク回線の通信負担を軽減するために配線を、校務系と学習系の2回線にする作業等を実施して完了したところなのですが、長沼委員からのご指摘にもございますように、環境整備面での課題もあり、オンライン授業の実施時に、確かに学校によってはインターネット通信がつながりにくくなる場面が見受けられました。

この点につきましては、資料2の35ページ一番下の段落にありますとおりで、現在利用しているインターネットサービスの変更やインターネットの接続方式の検証を進めており、今後もさらなる改善に向けて、引き続き、現在のネットワーク環境の調査を含めて、改善策について検討し、児童生徒のI C T環境の向上を進めていきたくと考えてございます。以上でございます。

教 育 長

ただいま報告がございましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

福島委員どうぞ。

福 島 委 員

児童生徒1人に1台ということは、小学校1年生から6年生まで全員ということですか。

学 務 課

基本的に、学校で使う部分については1人1台整備しております。

福 島 委 員

1年生、2年生も持っているということですね。

学 務 課

学校で使用する分については、全員に行き渡っているのですが、持ち帰りの分につきましては、発育段階などを考えまして、低学年については、今年度、持ち帰りできる

よう整備を進めているところでございます。

教 育 長 今、調達がいろいろな場面で遅れているのですが、今年度中には1年生の部分も整備をします。少しその説明をお願いします。

学 務 課 教育長のおっしゃるとおり、1年生は今年度中、2年生につきましては夏休み前に、各学校の配布の状況を見直して調整し、持ち帰ることができるように考えてございます。

福 島 委 員 それを進めるというよりも、反対にさっき、書く力についての話がありましたけれども、書く力って表現力の話をしてくれたと思うのですが、そもそも小さい子どもさんに対して、鉛筆を持って書くという作業をあまりにも減らしてしまうと危険なのではないかなということをととても感じています。

指 導 課 クレヨンの殴り書きさえも経験のないお子さんがいて、これは手指の力の発達にとってもよろしくないということをお聞きしますので、そのような体力的な意味での書く力ということも大切だと思いました。

指 導 課 ありがとうございます。

指 導 課 答弁の中では、書く力の低下については37ページのところで記載をさせていただいているところでございますが、この中でも下から3行目のところに、書写などの授業を通してということで、書写の授業、筆順や字形、筆圧などを丁寧に指導していくということも含めて、低学年の子供たちは、当然、表現活動とかそういったところまではいかないのですが、鉛筆をきちんと持って、紙に向かってきちんと書くということは基本中の基本なので、そういった部分の指導は丁寧にバランス良く行っていきたいと考えているところです。よろしくお願ひいたします。

福 島 委 員 お願いします。

教 育 長 そのほか、ございますか。よろしいでしょうか。

指 導 課 続きまして、久松議員からの質問について、指導課、給食センター、学務課の順によろしいですか。

指 導 課 よろしくお願ひいたします。

指 導 課 指導課でございます。

指 導 課 別添資料2の43ページをお願いいたします。

指 導 課 久松議員からの質問でございます。質問事項の欄をご覧ください。

指 導 課 1番、教職員の超過勤務の実情と改善についてでございます。

指 導 課 質問の要旨でございますが、一つ目といたしまして、一般的に長いとされている教職員の勤務時間の実状、市内の小・中・義務教育学校の実態調査の結果について。

指 導 課 二つ目として、これまでの働き方改革の取組により、どの程度改善が図られているのか、超過勤務状況の推移について。

指 導 課 三つ目としまして、働き方改革に係る具体的な取組についての以上3点の質問をいただきました。

指 導 課 答弁といたしましては、一つ目については、教職員の超過勤務状況の実態調査の結果について、各校が毎月報告している勤務時間外在校等時間等調査の結果から、経年同月比により、超過勤務時間が縮減しているという現状を示していること。

指 導 課 二つ目については、具体的方策について、文科省が求める学校における働き方改革の

推進の目的や、本市における教員が担うべき業務に専念できる環境整備を推進する業務改善と学校指導體制の整備について触れること。

最後に、具体的方策により、徐々にではありますが、着実に勤務時間の縮減が見られていることを答弁いたしました。

答弁の詳細につきましては、44 ページから 48 ページに掲載しております。

また、福島委員から、人員やマンパワーの確保についてというご意見と、あとは登下校中のトラブルから教職員を解放させてあげたい、地域力の活用ということでご意見を頂戴いたしました。

人員、マンパワーの確保につきましては、こちらの答弁の中でも挙げているのですが、外部人材の確保というのは、教職員の働き方改革を進めていく上で、教職員の意識改革とその対極にあって、外部人材の確保という両輪で回していかなければならないものでございますので、こちらについても、今後、力を入れてまいりたいと考えております。

さらに、登下校指導等の地域の力の活用につきましては、来年度からコミュニティ・スクールを全ての学校で立ち上げていくことになっております。

学校の運営に関する協議会ということで、学校の困り感であるとか、学校の運営の状況について、運営協議委員の方々に掌理をしていただくとともに、そういった方々にも御協力いただきながら、教職員が必ずしも担わなくてもよいという業務について、地域の方と一緒に考えていく機会を設けることになっておりますので、そういった場面において、こういったところでの地域との交流を、地域の力の活用を図っていきたいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

あと、鈴木委員のほうからいただいております超過勤務に関しての手当の充実についての検討ということでご意見を頂戴いたしました。

この超過勤務手当についてでございますが、学校の義務教育の教職員につきましては、県費負担教職員となっております。公立の義務教育小学校等の教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法といわれているものなのですが、そちらのほうで、国策で一律 4% の調整額を支給する代わりに時間外勤務の手当は支給されないということになっておりますので、この点については、このような説明をすることしかできないので申し訳ございません。よろしく願いいたします。

以上になります。

給食センター

給食センターでございます。

資料の 2、49 ページ、質問の要旨をお願いいたします。

久松議員から、多子世帯の負担軽減のため、第 2 子以降の学校給食費の無料化についてご質問をいただきました。質問の内容は記載のとおりでございます。

答弁の方向性ですが、点の二つ目、子育て世代への経済的支援として第 2 子以降の学校給食費の無料化を行うことについては、試算額、こちらは年間で 1 億 3,130 万程度の財源が必要となるということをお示した上で、毎年度、新たに継続的な予算の確保が必要となってくることから、他の教育予算や主要事業の見直しも検討せざるを得なくなるため、大変厳しいものであるとの教育長からの答弁をいたしました。

また、答弁について鈴木委員より、学校給食の無料化を子供の数により行っている他

の市町村はあるのかというご質問をいただきました。

そちらにつきまして、県内他市町村の例を挙げますと、猿島郡境町では、第1子、第2子は給食費の半額を補助し、第3子については全額補助を実施しております。第2子以降に対する公費負担については、高萩市、桜川市、大洗町の3自治体が行っており、そして第3子以降においては、鹿嶋市、石岡市、龍ヶ崎市、結城市、坂東市、阿見町、利根町の7自治体において、給食費の全部または一部の無料化を実施してございます。

なお、答弁につきましては、50ページ以降に記載をしておりますので、後ほどご覧ください。

説明は以上でございます。

学 務 課

学務課でございます。

53ページをお願いいたします。

3、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の給付対象とすることについてというご質問に対して、質問の要旨としましては、就学援助受給世帯のさらなる経済的な負担を軽減するため、クラブ活動費、生徒会費及びPTA会費を就学援助の給付対象としてほしいというご質問をいただきました。

答弁としましては、本市の就学援助は近隣と比べ、対象世帯の所得制限基準が高く設定されており、また対象者を広く捉え、より多くの世帯に対し大変きめ細かな援助を現状では行っているため、給付対象として加えることは難しい旨の内容で答弁をいたしました。

答弁の詳細につきましては、54ページから57ページになります。

以上でございます。

教 育 長

内容の違うものを連続して報告してしまいましたが、お気づきの点、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

鈴木委員。

鈴 木 委 員

給食費の補助については、割と多くの市町村で実際に行われているということですが、土浦市としても規模が大きいし、予算の問題から現在のところはできないということですね。

給食センター

答弁の中でつけ加えまして、土浦市教育委員会としましては、現在の食材価格高騰の中にあって、給食費の増額とならないよう、可能な限り努めていくとともに、経済的に困りの家庭において、給食費の援助も受けられる就学援助制度についても引き続き周知を図ってまいりたいと答弁させていただきました。

教 育 長

そのほか、ございますか。

岡島委員、どうぞ。

岡 島 委 員

45ページですけれども、令和2年度と令和3年度を見ますと、80時間以上の過労死ラインの割合はずいぶん減っていて、超過勤務45時間以内は令和2年度2月の報告だと55%、去年は76.3%になり、改善しているのを見ているのですけれども、コロナで活動ができなかったから超過勤務が減っているという要因もあると思います。今年以降、また活動が増えてくると、せっかく減った超過勤務もまた増えてきてしまうということもあると思います。コロナ禍だからできなかったことと、コロナ禍ではなくても必

要ではないものということについて、先生方のところでうまく分別できていると思いますので、勤務時間について、せっかくな数字になってきたと思いますので、無理のないようにしていただければと思います。以上です。

指 導 課

今、岡島委員のほうからいただいたご意見を各学校現場のほうにきちんと伝えていきたいと思いますし、コロナ禍によって実際に業務をする時間が減少している、それは事実としてございます。これからコロナが回復に向かって、今まで中止となっていたような取組が再開するようなことがあると思いますけれども、せっかくこの数年間で培ってきました勤務時間の管理、また与えられた時間の中で有効に、適正に行事を積み上げていくという、そういった取組、スキルを今後も若手の教員を中心に伸ばしていきたいと考えております。どうもありがとうございます。

以上です。

教 育 長

他にございますか。

長沼委員、どうぞ。

長 沼 委 員

学校訪問をさせていただいたときに、4月に急に先生がお亡くなりになった方がいたのですが、その後、加配がされていない状況らしく、そうすると誰かがカバーして授業することになると、その先生の勤務も過労になりますし、また子供たちにも良くないとは思いますが、聞いてみると県の予算の問題もあるということですので、そのようなことであれば、市でもっと働きかけていただくか、市の予算でカバーしていただけるとありがたいなと思いました。よろしくをお願いします。

参 事

現状、学校で欠員が生じて、その補充の先生がなかなか埋まらないというのは何年も続いています。ご指摘のあった先生は、2分の1勤務といまして、受け持っているのは、各学級の社会科の授業を専科指導といまして、担任の代わりにやる。その代わりに、担任の先生の空き時間ができて、担任の先生自体も時間的余裕ができるというシステムで、この専科指導の先生が全部の学校に配置されています。その補充について、今、実は2分の1の先生というのは補充できないことになっているのですね。それをどこかの学校で2分の1をされている先生を兼務してもらっているとか、そういう形でできないか、今かけ合っている最中ではありますが、現状、なかなか途中から補充で引き受けてくれる方が非常に少ないということがありまして、もしそれでオーケーになっても、すんなり、ではこの先生を入れましょうということには進んでいないというのが現状です。極力、学校と連携を取りながら協力できる方を探していきたいと思っています。

教 育 長

そのほか、ございますか。よろしいですか。

続きまして、最後、矢口勝雄議員の質問につきまして、学務課からお願いします。

田中課長。

学 務 課

学務課でございます。

58 ページをお願いいたします。矢口勝雄議員からの質問でございます。

質問事項としましては、第二小学校地区の通学路の危険箇所についてで、要旨としましては、当該箇所については、抜け道となっており交通量も多く、道幅も狭い。車のすれ違いがやっとなできる道幅しかなく、下校する児童の歩く場所がないのが現状である。学校では、学区内で一番の危険箇所との認識を持っており、沿線住民からも飛ば

してくる車に対して危険を感じているという声があるが、危険性に関して市の認識はどうか。

安全対策としては、民家等の建物が建っているため、道路の拡幅は困難であると考えるが、一方通行にするなど交通規制による対策はどうか。

また、警察による車両通行の取り締まりの強化もお願いしたいという質問をいただきました。

答弁としましては、市で策定している土浦市通学路安全プログラム等に基づく合同点検等において点検を実施している箇所、市としても危険箇所として認識しておりますこと。

安全対策として、現在、朝の時間帯の交通規制をはじめ、グリーン帯や路面表示の設置をしているが、下校時間帯はなお危険な場面があるため、警察署への交通取り締まり及び警察官の警らの強化を依頼していること。

また、議員提案の交通規制での対応については、警察署と十分に協議を進めていく旨の答弁をいたしました。

答弁の詳細につきましては、61 ページから 65 ページとなります。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の 2 番について、教育総務課よりお願いします。

塚本課長。

教育総務課

教育総務課でございます。

資料 18 ページをお願いいたします。

(仮称) 上大津地区統合小学校整備事業に関する陳情についてでございます。

本事業につきましては、令和 2 年 11 月に策定しました上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、土浦第五中学校西側に統合小学校建設候補地を選定し、また候補地内に築 45 年が経過する上大津公民館が存在することから、学校と公民館の複合化の方向性について、これまで開校準備協議会をはじめ、上大津公民館運営委員会等の委員にご説明をさせていただいております。

一部、上大津公民館運営委員から、五中西側の候補地内にくぼ地があり、高低差があること、また公民館の複合化についてのご意見が出され、説明を重ねてまいりましたが不安解消までには至らず、このたび、5 月 30 日に土浦市長及び土浦市議会議長宛に、おおつ野地区長のほか沖宿町、田村町、菅谷町の 4 地区長から陳情書の提出がございましたので、ご報告いたします。

なお、3 番、陳情書のなお書きのとおり、6 月 10 日に白鳥新町地区長からも同様の内容の要望書が提出されておりますので、併せてご報告をさせていただきます。

4 番、陳情事項につきましては記載のとおりでございますが、①として、統合小学校建設候補地について再検討し、改めて最適な場所と選定し直すこと。

②公民館は複合化せず、独立施設とすること。

③安全対策としてスクールバスを選定する場合は、利用料金を無料とすること。

この 3 点の陳情項目となっております。



5番、陳情に対する対応といたしまして、市議会議長宛につきましては、今議会に上程がされまして、6月24日に継続審査が妥当であると決しております。

また、市長宛につきましては、6月30日を期限とした回答書が求められていることから、議会での審議結果も踏まえ、市長より回答する予定でございます。

報告は以上です。

教 育 長

私のほうからちょっと補足をさせていただきます。

先ほど決裁が下りましたが、継続審査、次の9月議会にて、また審議をするという結論です。

6月30日までの回答ということで、この3点について要望があったわけですが、陳情書の内容をよく精査いたしまして、地域の方々が賛同できるような、そういった候補地の選定に努めてまいりたいというものです。

いずれにしても、今後どのようにしていくのかという内容をいただいているので、どう対応するかについては考えていきたいという回答をするつもりでございます。

鈴木委員

スクールバスを選定する場合は無料とするということは、最初の予定にありましたか。

教 育 長

有料にすることは考えておりませんので、そのように回答してもいいのですが、その他の二つの内容が大きい問題ですので、まとめた上で、然るべき時期に回答したいと思っています。

長沼委員

随分時間をかけてきたことだと思うのですが。

教 育 長

そうですね、約2年前になりますけれども、検討委員会の実施計画ができて、それを踏まえて、半径500メートル以内で隣接、あるいは付近、その中で適地を求めて、小中一貫教育を推進しようということでした。それを進めて、三つぐらい候補地が五中の周辺にあったわけですが、残り二つが買収に応じてくれない、そうすると10年、20年、それ以上ということなので、それはちょっと駄目だろうと。

道を挟んで畑があるのでありますが、そこは農地転用がルール上できないというような関係部局の話で、残り一つが、西側の公民館サイドしかないということです。

専門家の大学の先生から、少しくぼ地がへこんだところがあるのですが、湿地ではないので、その地形を生かしてというような原案でご意見をいただいたので、それをお示ししたところ、やっぱりそれは不安だということです。それから公民館の複合化については、不安というよりもやったことがないので、そういったご意見をたくさんいただいているということです。

どのように展開するか、いずれにしても、あまり時間をかけると9年4月の開校ということに影響してしまいますので、早急に今、対策を検討しているところです。

また、委員さん方にもご報告、あるいはご相談ができると思います。よろしく申し上げます。

続きまして、報告事項の3番、土浦市青少年問題協議会委員の任命について、生涯学習課をお願いします。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

資料21ページをお願いいたします。

報告3、土浦市青少年問題協議会委員の任命についてでございます。

土浦市青少年問題協議会につきましては、青少年の指導、育成、保護等に係る施策を

調査、審議いただいているところでございます。

任命の期間につきましては、令和5年6月30日までとなっておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。

表の中の氏名の頭に米印のある6名の方が変更になる委員でございます。役職名は右の欄に記載をしてございます。任期につきましては、前任者の残任期間ということでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長  
生涯学習課

土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱についても、続けて説明をお願いします。  
生涯学習課でございます。

資料23ページをお願いいたします。

土浦市保幼小連携協議会の委員の委嘱についてでございます。

土浦市保幼小連携協議会につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園の幼児期の教育及び保育の段階と小学校の段階の連携推進について協議いただいております、本年6月30日をもって任期満了となります。

土浦市保幼小連携協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、委嘱をするものでございます。

表の中の氏名の頭に米印のある7名の方が新規で委嘱する委員の方、印のない方が再任される委員でございます。

任期につきましては2年とするものでございます。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

教 育 長  
図 書 館

引き続き、武藤館長、図書館サービス計画推進委員会設置要綱の瀬帝について、説明をお願いします。

図書館でございます。

資料24ページをお願いします。

土浦市立図書館サービス計画推進委員会設置要綱の制定についてご説明をさせていただきます。

制定の趣旨と内容といたしましては、図書館では「地域のまちづくり・ひとづくりに役立つ みんなの図書館」を基本方針としまして、土浦市立図書館サービス計画を策定しております。

現在、第2次土浦市立図書館サービス計画に基づき、図書館サービスの充実に向け取り組んでいるところでございますが、今年度で計画期間が終了となりますことから、第3次土浦市立図書館サービス計画の策定に伴い、土浦市立図書館サービス計画推進委員会を設置し、策定の総合的かつ計画的な推進を図るために設置要綱を制定するものでございます。

内容につきましては、次ページの25ページの推進委員会設置要綱をご参照いただければと存じます。

推進委員につきましては、委員長に教育部長、副委員長に生涯学習課長、委員につきましては記載のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

ありがとうございます。

続きまして文化振興課より、土浦市民市民ギャラリー美術品収集検討委員会委員の委嘱について、説明をお願いします。

中澤課長。

文化振興課

文化振興課です。

定例会資料の 26 ページをお願いいたします。

土浦市民ギャラリー美術品収集検討委員会は、市民ギャラリーにおける美術品などの寄贈、企画、購入などについて、教育長の諮問に応じて美術品の評価、選定に関する評価、研究を行いまして、適正な美術品収集を図ることを目的として設置しているものです。

同委員会の任期が 6 月 30 日をもって満了となることから、同要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、以下の表のとおり委嘱するものです。

なお、委嘱期間は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 2 年間となります。

お二人の方は再任となりますが、氏名の頭に米印が付いている山口和子さんが新たに委員となった方です。

説明は以上でございます。

教 育 長  
文化振興課

続きまして、「旧土浦藩領谷和原村長屋門」について、中澤課長をお願いします。

文化振興課です。

定例会資料 27 ページをお願いいたします。

「旧土浦藩領谷和原村長屋門」についてご説明いたします。

1 番目の経緯ですけれども、令和 4 年 3 月議会の文教厚生委員会において鈴木一彦議員より、昭和 60 年に寄贈された「長屋門」の部材について、寄贈の経緯や現在の保管状況についての質問があり、文化振興課で資料別添 1 を提出いたしました。

別添 1 の資料は 29 ページ、30 ページでして、後ほどご説明いたします。

また、同議会の予算決算委員会委員長報告書の中で、「社会教育費については、解体保存されている旧土浦藩領谷和原村代官所長屋門等の利用用途が定まらない文化財について、活用方法を早急に検討すべき」との報告がありました。

このようなことから文教厚生委員会では、去る 4 月 22 日、長屋門の部材が保管されている倉庫を視察し、5 月 30 日の文教厚生委員会において協議されましたので、このたびの教育委員会定例会で報告するものです。

2 番目、長屋門についてご説明いたします。

構造と規模は、木造平屋建、入母屋瓦葺、間口 10.5 間、奥行 3 間の建物です。

伝来としては、旧土浦藩領代官所の長屋門として伝わっておりました。

旧所在地は、筑波郡谷和原村、現在のつくばみらい市です。

寄贈者は、中山つねさん、寄贈年月日は、昭和 60 年 8 月 9 日、保管場所は、新治トレーニングセンター東側倉庫内です。

3 番目、文教厚生委員会による現地視察につきましては、記載のとおりでございます。

4 番目、視察時の主な説明内容につきましては、（1）歴史的所見を博物館の木塚副館長より説明いたしました。

主な要点としましては、4 点目、寄贈の長屋門は代官所の門ではなく、名主中山家の

門であることが判明したことです。

28 ページをお願いします。

(2) 建造物部材の所見につきましては、茨城県ヘリテージマネージャーの石坂健一さんより説明いただきました。

要点としましては、2点目、全ての部材を一点一点見ないと何とも言えないが、使える部材は半分ぐらいだろう、瓦や板貼り材は、参考品として一部が残されているのみなので、復元時は新規で造作しなければならない、などでした。

写真は4月22日に部材確認をしたときのものです。

5番目、文教厚生委員会での意見としましては、委員長から、「委員会としては廃棄処分、記録保存ということで、教育委員会の方で検討いただいて、その検討結果を報告願いたい」とのことでした。

29 ページをお願いいたします。

別添1の資料は、令和4年3月議会の文教厚生委員会において提出した資料でして、長屋門についての寄贈内容や、これまで伝えられてきた歴史的価値、寄贈後の流れについて記しております。

30 ページには、長屋門の解体前と解体状況、倉庫で保管している状況写真を掲載しております。

31 ページから33 ページにかけては、令和4年5月30日に開催された事前文教厚生委員会での意見議事録でございます。

主な意見となる箇所にはアンダーラインを引いております。

まとめとしまして、33 ページの下村委員長のアンダーラインの箇所を読み上げたいと存じます。

「文化財的な価値がないから廃棄処分、もう一つ、できるだけ早く廃棄処分。委員の意見は廃棄処分が多い。記録を残すことはできるのか、という意見も出た。部材調書みたいなものがあるだろうから、そうしたものを保存していただければと。委員会としては廃棄処分・記録保存、財産ということで記録保存を、ということで教育委員会のほうで御検討いただいて、その検討結果を文教厚生委員会のほうへ報告していただければというふうをお願いいたします」、というものでした。

つきましては、本定例会において報告させていただくものです。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長

30年前に、こういう御縁で、報道にも取り上げられたようですけれども、代官屋敷で立派なものだということで、文化財的な価値があるということですが、当時から30年以上、設置場所、あるいは建設費用もいろいろあったのでしょうか、そのまま倉庫に眠りっぱなしのままだったということなのですね。

その間もいろいろ教育委員会を中心として対策といいますか、活用策を検討していた経緯もあるようです。

今回、議会から話が出たので、改めて調査をしましょうとしたところ、当時の事実とはちょっと違って、全く価値がないものではありませんけれども、たくさんそういったものがあるということなのでしょう。

対応としましては、寄贈いただいたものなので、ご本人のご意向に報いるためにも、

しっかりといろいろな記録を取った上で処理をすることが適切なのではないかと。新治の倉庫にあり、地元の方もいろいろな活用策もある中で、かなりスペースを取っておりますので、そういった結論、方向性になっている内容です。

よろしいでしょうか。

では次に、学校閉庁日の制定について、指導課長からお願いします。

指 導 課

34 ページをご覧ください。

令和4年度土浦市立小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の制定についてでございます。

一つ目、趣旨でございますが、上から3行目のところがございます。教職員の働き方改革を進める必要があるという趣旨で、例年と同じように教職員の休みの日を制定させていただき学校閉庁日でございます。

2番の期間でございますが、令和4年8月10日（水）、12日（金）、15日（月）、16日（火）、この部分で夏休みに教職員が7連休を取れるような形になります。

続いて年末でございますが、令和4年12月27日から28日にかけての2日間、年が明けて1月4日から5日までの2日間、合計8日間を設定いたしました。

3番の内容でございますが、学校を閉じますので、基本的に日直は置きません。

また、市主催及び学校学区主催の行事・研修会等も行いません。

部活動も原則として行いません。

4番ですが、学校閉庁期間における緊急時の連絡方法は、全て教育委員会指導課のほうで、窓口1本で対応させていただきます。

その他でございますが、各学校から保護者宛に通知を発出する予定でございます。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ございますか。

鈴 木 委 員

全体についていいですか。一つ聞きたかったのですが、最初に議案で図書館協議会があって、それから報告で図書館サービス計画推進委員会とありましたが、違いとか、分ける必要があるのですか。

教 育 長

どのように違うのかという、役割ですね。

図書館長、お願いします。

図 書 館

図書館協議会は外部の団体で、図書館長の諮問機関となっております。図書館のサービス、運営について館長に意見をいただくことになっております。

学校教育、社会教育や家庭教育、学識経験者の中から、10名を委員として任命しているところでございます。

また、図書館サービス計画推進委員会につきましては、こちらは図書館第2次計画を策定しているのですが、今まで推進会を設置せずに図書館の職員で計画をつくっているということがありましたので、第3次計画からは、新しく土浦に開館したことで、庁内の各課から意見をいただきながら計画を策定していきたいということで、市役所内での委員会を設置した次第でございます。

庁内で意見をいただきまして、また図書館協議会のほうにもご意見をいただく予定でおります。

鈴木委員 分かりました。

教育長 内部の関係機関と外部の団体という違いですね。

図書館 館長、土浦市立図書館サービス計画がもう終了なので、第3次計画を新しく作らなければならないが、今まで図書館だけで作成していたのだけれども、要は行政部門だけで作成する性格のものなのですね。

鈴木委員 図書館が行う事業計画なものですから、まずは市役所内部、各庁内の広報課、こども包括支援課などと連携しながら図書館の事務を行っているものですので、連携して事業を行っている課から、こういうサービスをしてはどうだろうという意見をいただきながら、たたき台を庁内で作りまして、そちらを外部の図書館協議会で専門的立場からご意見をいただければと考えております。

鈴木委員 分かりました。

教育長 その他に、ご意見やご質問等はございますか。

上高津貝塚 残り二つは、催しもののご案内です。

上高津貝塚 上高津貝塚ふるさと歴史の広場から、夏休みファミリーミュージアムの件についてご紹介をお願いします。

上高津貝塚 博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場が共同で実施いたします夏休みファミリーミュージアムについてご案内いたします。

上高津貝塚 お配りしております青いチラシをご覧ください。

上高津貝塚 この企画は、小中学校の夏休み期間中に親子を主な対象として、展示や体験を通して郷土土浦の歴史と文化に親しんでもらうことを目的としております。

上高津貝塚 会期は、7月21日の夏休み初日から9月4日までとなります。

上高津貝塚 チラシの表側をご覧ください。

上高津貝塚 まず、博物館でございますが、改修工事による休館のため、土浦市民ギャラリー、市立図書館、土浦城東櫓の3会場で開催をいたします。市民ギャラリーでは戦争の記憶に関する映像上映会と写真展、市立図書館では戦争の記憶に関するパネル展と関連図書展示、東櫓ではスタンプラリーと昔のパズル体験の会場となります。

上高津貝塚 続きまして、チラシの反対側をご覧ください。

上高津貝塚 上高津貝塚でございますが、こちらでは遺跡から出土した考古資料の色に着目をし、色彩豊かな資料をご覧ください。

上高津貝塚 このほか、親子で楽しめる縄文土器や勾玉づくり、学芸員の仕事を体験いただく講座などを実施いたします。

上高津貝塚 説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。

教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしいですか。

スポーツ振興課 それでは最後に、資料は無いのですが、木内幸男追悼展のご案内をお願いします。

教育長 今日から木内幸男監督の追悼展、無事スタートできました。7月24日まで行ってございます。時間については、午前10時から午後6時までとなっております。ぜひ皆さんにもご覧いただきたいと思っております。場所は、市民ギャラリーでございます。

教育長 担当課にて、しっかりと工夫して魅力あるものにしてくれましたので、成果をぜひご

覧いただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

本日の案件は以上でございます。

次回の定例会の日程につきまして、総務課から連絡をお願いいたします。

教育総務課

7月の定例会でございますが、7月26日火曜日の午後4時からお願いしたいと思いま  
す。よろしく申し上げます。

教 育 長

7月の定例会は、7月26日の火曜日、午後4時からとなりますので、よろしくお願  
いいたします。

以上をもちまして、令和4年6月教育委員会定例会を閉会いたします。

長時間になって申し訳ございませんでした。

ありがとうございました。